

犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です

狂犬病の予防注射を受けましょう

犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です。まだお済でない場合は、5月14日(日)に集合注射を実施しますので会場にお越しください。

なお、当日ご都合のつかない場合は、最寄りの動物病院にて登録・注射を必ず受けてください。

予防注射を受けるには？

案内はがき・犬の登録カード・注射料(3,200円)を持参してください。登録をされていない場合は、登録料(3,000円)も必要となります。

犬の性格や健康状態を把握し、犬をしっかりと抑えられる人が、会場にお越しください。

狂犬病とは？

犬だけでなく、すべてのほ乳類が感染する病気です。人が狂犬病の動物にかまれて発症すると、100%死亡すると言われ、今でも世界の国々では、毎年5万人の方が狂犬病で亡くなっています。日本では、狂犬病は発症していませんが、いつ海外から狂犬病が侵入してくるかも分かりません。

なぜ犬だけに注射をするのか？

狂犬病は犬が最もかかりやすく、

日	会場	時間
5月14日(日)	東桜谷公民館	8:30~8:45
	西桜谷公民館	9:05~9:20
	湖南サンライズ自治会館	9:40~9:55
	必佐公民館	10:15~10:30
	南比都佐公民館	10:50~11:05
	鎌掛公民館	11:25~11:40
	西大路公民館	12:00~12:15
	日野公民館	12:35~12:50

担当：日野動物病院 獣医師 石橋伴保さん

なぜ毎年注射をするの？

日本で使われている予防接種ワクチンは、毒力を抑えているため、免疫力が1年しか持続しません。狂犬病に感染しないためには、必ず1年に1回は予防注射を受けることが義務づけられています。

犬に予防注射を実施することで、国内での発症を予防することができます。また、犬は人とともに生活する身近な動物です。人への感染も防ぐことができます。

住民課 生活環境交通担当

TEL 6578 有線 7784

感雑向綿

日野町長 藤澤直広

風薫る5月
石楠花溪にシ
ヤクナゲの淡
いピンクの花
が咲き誇る。
山々が新緑に
輝く季節。
約80年の歴
史を誇る日野

祭、「チンキドコ、チンキドコ」の祭囃子の響き、「ヤレヤレ、ドントヤレ」と神輿を担ぐ男たち。

上野田から西大路まで、朝から晩まで祭り一色に包まれる。神輿を納めるクライマックス、若衆の大きな掛け声上がり、それを見ていた女子高生が思わず「カッコイイ」と感嘆の声を上げる。

この大きな祭りを支えるのは、それぞれの町内会と一人ひとりの町衆。各地域においても色々な祭があります。五穀豊穡を祈り大地の恵みに感謝する気持ちは共通ではないでしょうか。

4月4日は「南山王祭」でした。暖かな春の日差しの中に揺れる各町内の22本の「ほいのぼり」。その下で町内会の人々が杯を交わし笑顔こぼれる温かいお付き合い。

日野の町には地域の力がありません。「日野町自律のまちづくり計画」では「地域共同体の再生」が必要とされ、「うつつとうしいから

楽しい関係へ」と位置づけられています。地域の付き合いはともすれば「うつつとうしい」と思うこともありますが、かけがえのない「人と人の絆」です。地域の中心に居場所があり、役割を果たし支えあって生きていく、そんな温かい地域社会を築くことが必要ではないでしょうか。

地域共同体にも祭にも長年にわたる「しきたり(決め事)」があり、それによって集団が維持されています。私たちの国の「しきたり」は日本国憲法です。しかし、憲法の条文は一般の法律とは雰囲気の違いがあります。特に第3章では、基本的人権を規定していますが、第18条「何人もいかなる奴隷的拘束を受けない。」、第25条「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」など国民を規制するのではなく、逆に国家に対する「命令書」のような規定になっています。そして、第12条では「この憲法が国民に保障する自由および権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。…」と求めています。

昭和21年11月3日憲法が公布されて、今年で60年です。5月3日は憲法記念日。日本国憲法の素晴らしさを再確認し、暮らしと行政に活かしていきたいと思えます。